労務 ROAD

136 協定ついて

まず、36協定とは時間外・休日労働に関する協定のことです。 残業(法定の労働時間を超えて労働)させる場合や、法定休日に労働させる場合、 あらかじめ労使で書面による協定を締結し所轄の労働基準監督署に届け出ることが 必要です。

・36 協定に記載する内容

*労使での 協定が必要

- ・1日に何時間、月に何時間、年間で何時間まで残業するのか
- ・残業をさせる必要のある業務の種類や労働者の数
- ・延長事由(時間外労働をさせる必要のある具体的事由)

*会社と労働組合または労働者の過半数代表者で協議の上締結

・過半数代表者の選出方法

管理監督者を除く労働者の中から、投票や挙手などの方法により民主的に選ぶ必要があります。また、管理監督者とは工場長や部長など、労務管理について経営者と一体的な立場にある方をいいます。

※無効なケース

- ・会社が特定の従業員を指名する
- ・親睦会等の代表者が自動的に代表となる など

※2021年4月より新様式に変更になります。

変更点

- ・労働基準監督署に届け出る36協定届について、使用者の押印および署名が不要になります。※記名は必要です。
- ・労働者代表についてのチェックボックスが新設されます。

*2020年12月22日以降の締結分は新様式でも届出可 【厚生労働省 より】

■所員紹介(安曇)

はじめまして。安曇(あずみ) 玲菜と申します。以前は人材サービス・建材メーカーにて営業職、人事業務の経験をしておりました。採用業務を担当していた事をきっかけに社労士に興味を持つようになり、この度入社させていただきました。





プライベートでは自宅で取り組むことのできる趣味を持とう!と思い現在「パン作り」を勉強しております。まだまだ未熟なところばかりではございますが、ひとつでも多く皆様のお困りごとを解決できる知識経験をつけられるよう日々努めてまいりますので、どうぞよろしくお願い致します。(写真は紋別市のシンボル(出身地)カニの爪と手作りパンです)

VOL.737 (2103—1)



(旧 河本社労士事務所)

〒541-0056 大阪市中央区久太郎町 1-9-26 船場 IS ビル 5F TEL:06-6264-6264 FAX:06-6264-6265 H P: https://k-s-i.net/

編集担当:木下・安曇・黒瀬

社長が入れる 労災保険のことなら

「葛城経営研究会」

詳しくは、 06-6264-6543 まで!

3月 労務スケジュール

- ・3 月末退職者の手続き
- ・4 月入社の準備
- ・3月・4月の従業員家族
- の異動確認 (就職など)